社会福祉法人茨城県共同募金会助成規程

（目的）

第１条　社会福祉法人茨城県共同募金会（以下「本会」という。）は、本会定款に基づく助成事業を行うにあたり、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところにより行う。

（助成の対象）

第２条　共同募金の助成は、本県内において民間社会福祉事業を営む次の各号に掲げるもので、助成を受けることを希望し、寄付者の信頼に応えることのできるものを対象とする。

（１）社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業を行う社会福祉法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人及び特定非営利活動法人

（２）更生保護事業法に規定する更生保護法人

（３）社会福祉協議会

（４）社会福祉法第２条に規定する「社会福祉事業」には該当しないが、地域の福祉課題を解決するために活動する福祉団体、ボランティア団体

（５）その他、本会が特に助成を必要と認めた団体等

（助成の対象除外）

第３条　次に該当する事業は助成の対象としない。

（１）国又は地方公共団体が行う事業

（２）株式会社等の営利を目的とする事業者の行う事業

（３）介護保険法に基づく事業

（４）特定の個人的活動又はそれに類する事業

（５）構成員の互助共済を主な目的とする事業

（６）政治、宗教等の運動のための手段として行われる事業

（７）助成金以外の収入が期待でき、これにより当該事業が実施できる事業

（８）その他助成が不適当とみなされる事業

（助成要領等の制定）

第４条　助成の具体的内容及び助成方法等については、別途助成要領等を定めて行う。

（助成事業の実施年度）

第５条　共同募金は、原則として募金年度の翌年度の事業に対して助成する。ただし、

地域歳末たすけあい募金に係る歳末時期の福祉活動及び見舞金贈呈事業、ＮＨＫ歳末

たすけあいに係る助成及び災害等準備金を取り崩して行う事業についてはこの限りで

はない。

（助成の申請）

第６条　助成の申請は、本会が指定する日までに別に定める申請書に必要な書類を添えて提出する。

（助成計画）

第７条　助成計画は、県内の地域福祉の推進に必要な事業及び資金の必要額を適切に見積り、助成計画及び募金目標額を策定する。

２　前項を実施するにあたり、社会福祉法に定められている県社会福祉協議会の意見聴取のほか、必要に応じて関係機関からも意見を聴取する。

（助成の決定）

第８条　助成金の交付を決定したときは、助成の条件を付して助成決定通知により申請者に通知する。

（助成金の交付請求）

第９条　助成金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書に必要な書類を添付して、本会に提出しなければならない。

（助成金交付の条件）

第１０条　助成金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を履行しなければならない。

（１）助成金は、適正かつ効率的に使用し、寄付者の信頼に応えるようにすること。

（２）助成に係る事業は又は経理に関する書類の提出若しくはその内容の監査等に応ずること。

（３）助成を受けた事業の実施にあたっては、共同募金を財源とした事業であることを標識や印刷物等によって明示するほか、寄付者に対し広く周知しなければならない。

（助成物件の管理）

第１１条　助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業完了の翌年度の期首か

ら起算する５年間とし、この間の処分を禁止する。ただし、やむおえない理由により

処分を行おうとする場合は、本会の承認を得なければならない。

（監査）

第１２条　本会は、第１０条に規定する管理期間内において必要があると認めるときは、

助成事業の実施状況及びその成果に関し、監査するものとする。

２　監査の実施要領は別に定める。

（事業執行状況の整備）

第１３条　助成を受けた者は、経理規程等に従い会計帳簿及び証憑書類により適正に経

理を行い、業務執行状況を明確に管理しなければならない。

（助成の取り消し及び助成金の返還）

第１４条　本会は、助成を決定した者又は助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に

該当したときは、助成金の全部又は一部の決定を取り消し、又は返還させることがで

きる。

（１）事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき

（２）助成金を申請以外の使途に使用したとき

（３）助成の対象となった事業を他の財源で実施したとき

（４）当該事業内容の変更に伴い助成金の減額が必要となったとき

（５）その他法令等に抵触するなど、受配の適格性を著しく欠くとき

（委任）

第１５条　この規程に関し必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　社会福祉法人茨城県共同募金助成等取扱要領は令和４年３月３１日をもって廃止する。